

令和 8 年度

仕 様 書

事 業 名： 公共下水道事業

工 事 場 所： 竹原市 本町地区他

工 事 名： 本町地区外 2 箇所舗装修繕工事

工 事 概 要： 舗装工 1 式

舗装版破碎 $A=2,050\text{ m}^2$

表層工 $A=2,058\text{ m}^2$

区画線工 $L=123\text{m}$

【添付書類】

☐ 特記仕様書

☐ 工事数量総括表

☐ 図面

等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、本町地区外2箇所舗装修繕工事に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ・特記仕様書（共通事項）（令和8年6月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
・その他関連規格類

第2節 中間検査

本工事は、単一工種のため中間検査の対象外工事とする。

第3節 概算数量発注方式による積算

本工事は、詳細な設計が不要な標準断面図又は概略設計図により積算を行い、発注しており、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第6節 概算数量発注方式による積算 1 詳細な設計が不要な工事に従うこと。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。
なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 施工条件

第1節 工程

- 1 施工時期・時間の制限
- | | |
|---------|------------------------------------|
| 施工内容 | 残土運搬 |
| 時期 | 全工事期間 |
| 時間 | 8：30～17：00（作業可能時間） |
| 施工方法・理由 | 工事箇所が民家に近接しているため、安全確保と騒音振動対策を行うこと。 |

第2節 公害対策

- 1 公害防止
- | | |
|---------|--|
| 施工方法 | コンクリート破砕において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。 |
| 建設機械・設備 | 低騒音型機械 |

第3節 安全対策

- 1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
作業期間、交通誘導警備員を2～3（人／日）配置すること。

第4節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
- 搬出場所 リフレ建設発生土受入地（竹原市小梨町字小吹山2055）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。
- 2 アスファルト殻（搬出）
当該工事により発生するアスファルト殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。
搬出場所 有限会社エス・エス（竹原市下野町字南山1076）
- 3 コンクリート殻（有筋）（搬出）
当該工事により発生するコンクリート殻（有筋）の処分先については、次の処分先条件を想定している。
搬出場所 ㈱中岡建設リサイクル施設（東広島市安芸津町木谷字湯盛37-1）

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費【補助】					
舗装		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂】 【障害無】	m3		50	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
舗装工		式		1	レベル2
舗装打換え工		式		1	レベル3
舗装版破碎	【As】	m2		580	レベル4
舗装版破碎	【Co】	m2		880	レベル4
殻運搬	【As】	m3		25	レベル4
殻運搬	【Co】	m3		139	レベル4
殻処分	【As】	m3		25	レベル4
殻処分	【Co】	m3		139	レベル4
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)	【RC-40, t=40mm】	m2		566	レベル4
下層路盤(車道・路肩部)	【RC-40, t=100mm】	m2		314	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)	【RM-30, t=100mm】	m2		314	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
上層路盤(車道・路肩部)	【RM-30, t=120mm】	m2		566	レベル4
基層(車道・路肩部)	【再生粗粒度(20), t=50mm】	m2		128	レベル4
表層(車道・路肩部)	【再生密粒度(13), t=30mm】	m2		791	レベル4
表層(車道・路肩部)	【再生密粒度(20), t=50mm】	m2		199	レベル4
表層(車道・路肩部)	【再生密粒度(20), t=50mm】	m2		478	レベル4
区画線工		式		1	レベル2
区画線工		式		1	レベル3
溶融式区画線	【実線_15cm】 【排水性舗装無】	m		120	レベル4
溶融式区画線	【実線_45cm】 【排水性舗装無】	m		3	レベル4
全工種共通仮設		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		113	レベル4
※※直接工事費※※					
共通仮設費率分					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費					

工事数量総括表

頁0 -0003

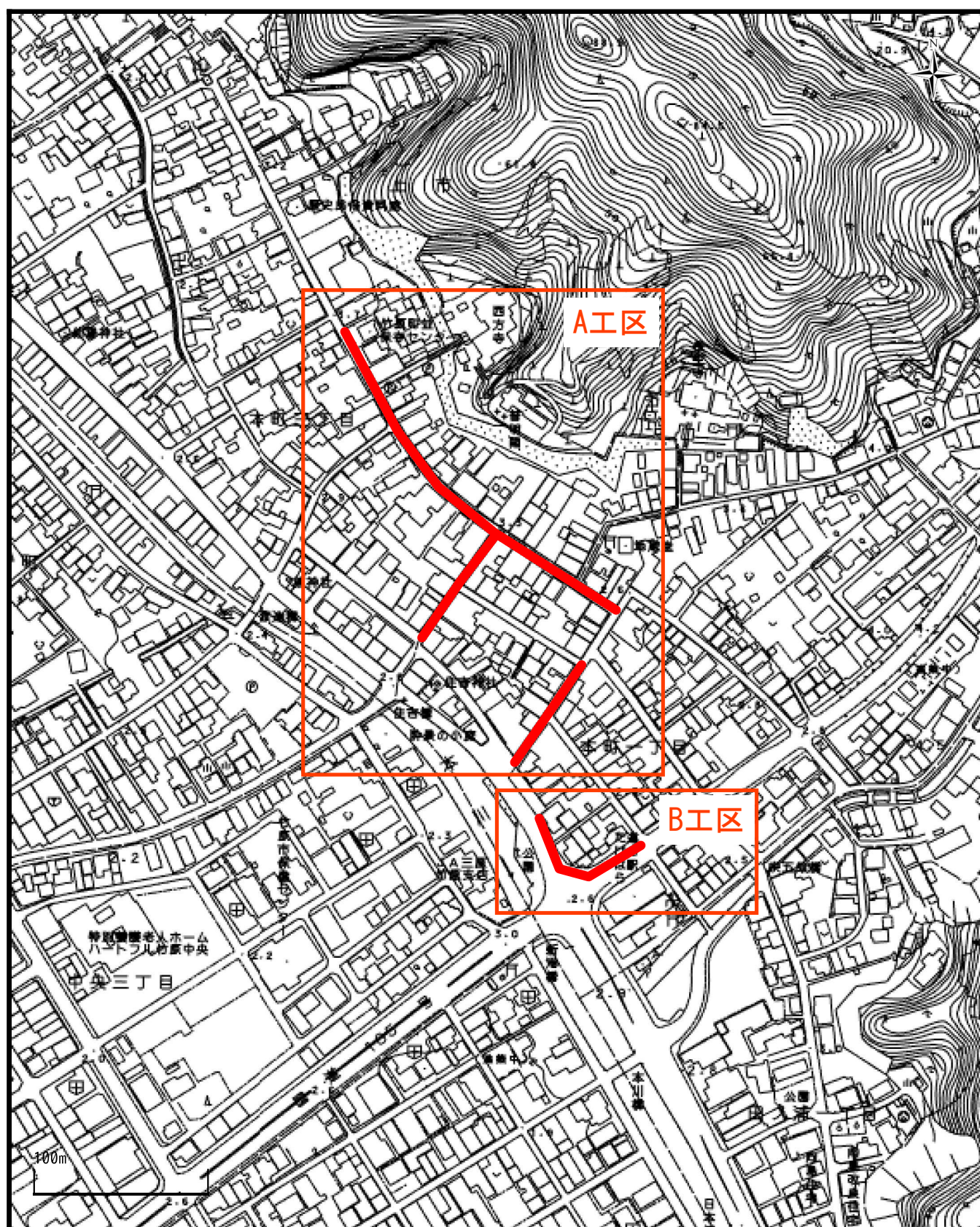
[illegible]

工事数量総括表

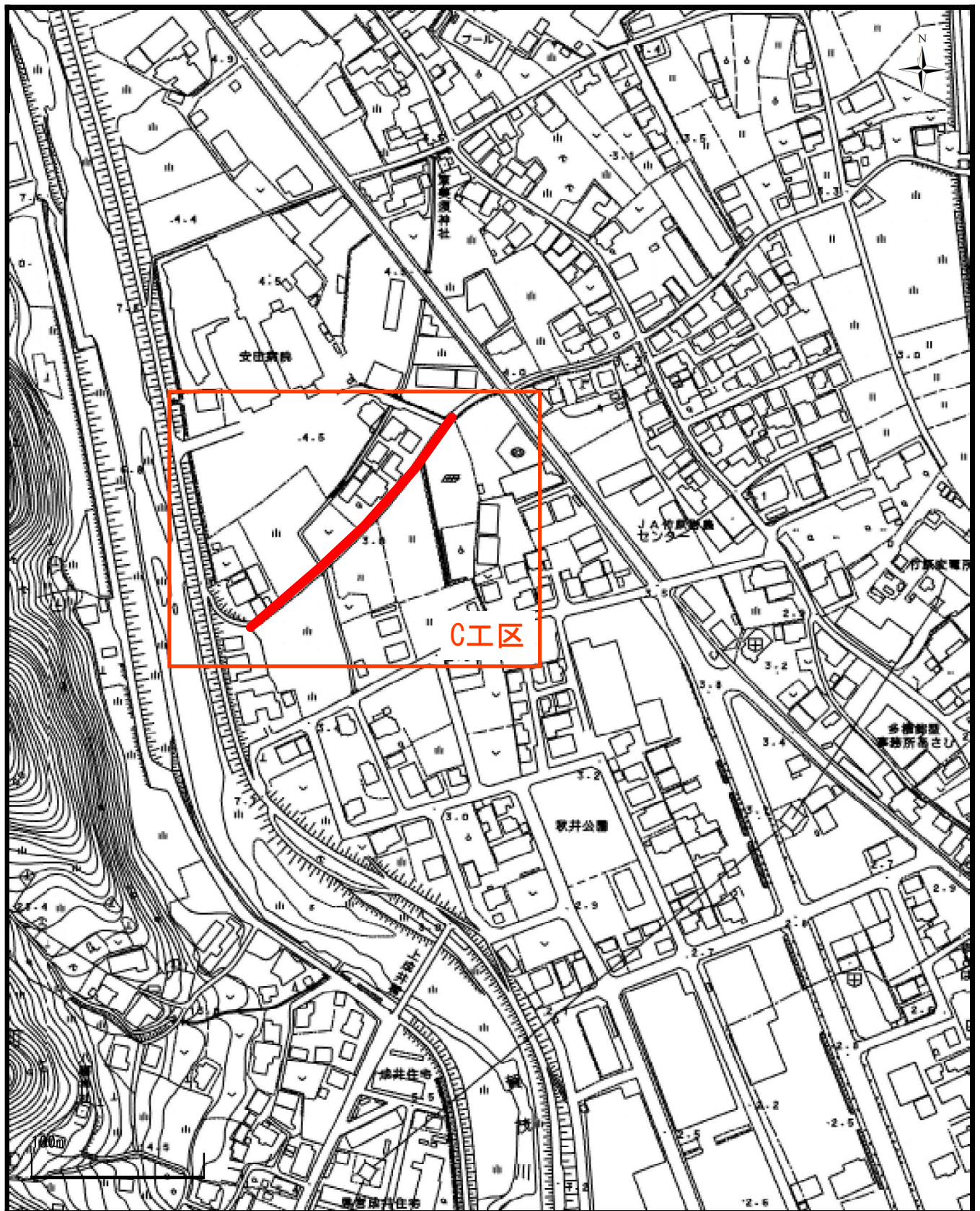
頁0 -0004

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
付帯工事【単独】				
舗装		式	1	レベル1
道路土工		式	1	レベル2
掘削工		式	1	レベル3
掘削	【土砂】 【障害無】	m3	3	レベル4
残土処理工		式	1	レベル3
舗装工		式	1	レベル2
舗装打換え工		式	1	レベル3
舗装版破碎	【As】	m2	150	レベル4
舗装版破碎	【Co】	m2	440	レベル4
殻運搬	【As】	m3	5	レベル4
殻運搬	【Co】	m3	81	レベル4
殻処分	【As】	m3	5	レベル4
殻処分	【Co】	m3	81	レベル4
アスファルト舗装工		式	1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)	【RC-40, t=40mm】	m2	417	レベル4
下層路盤(車道・路肩部)	【RC-40, t=100mm】	m2	21	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)	【RM-30, t=100mm】	m2	21	レベル4

位置図(1/2)



位置図 (2/2)

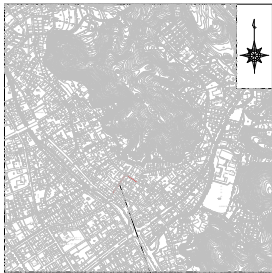


図面番号	1/5	縮尺	図示	図名
工事名	本町地区外2箇所舗装修繕工事			図名
種別	平面図・横断面図・参考図	番号	1	図名
路線名	市道上市田中線ほか			図名
工事箇所	竹原市 本町 地内【工事箇所A】			図名
設計年月日	竹原市			図名

縮尺はA 1出力時を示す。

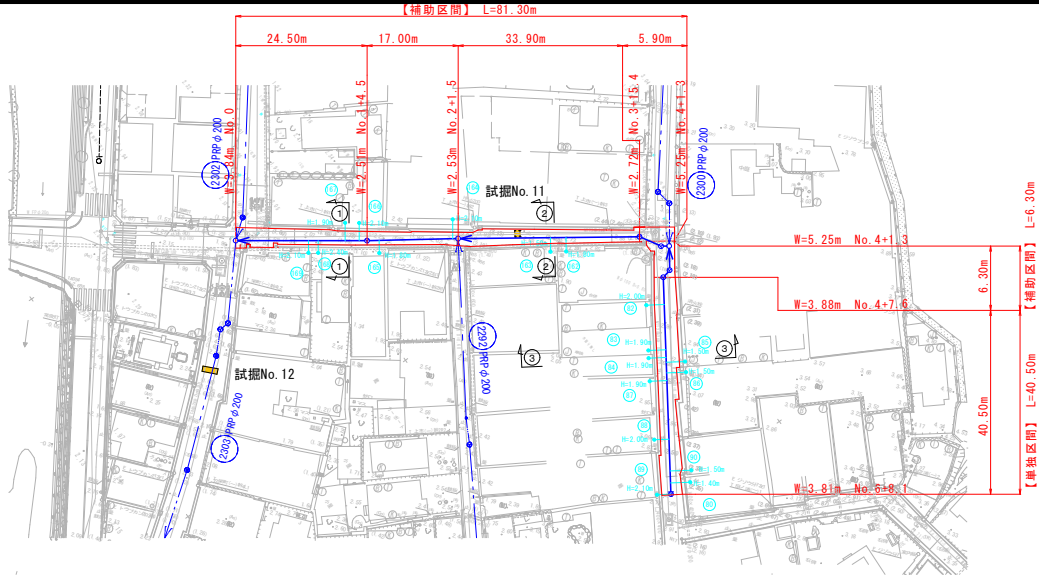
(2301) (2301-1) (2285)
Dブロック

位置図 S=1:10000



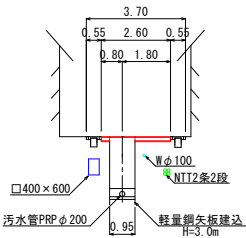
施工場所

平面図 S=1:500

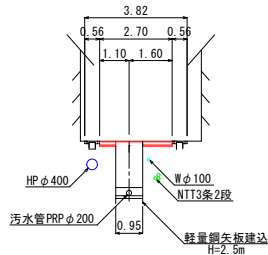


横断面図 S=1:100

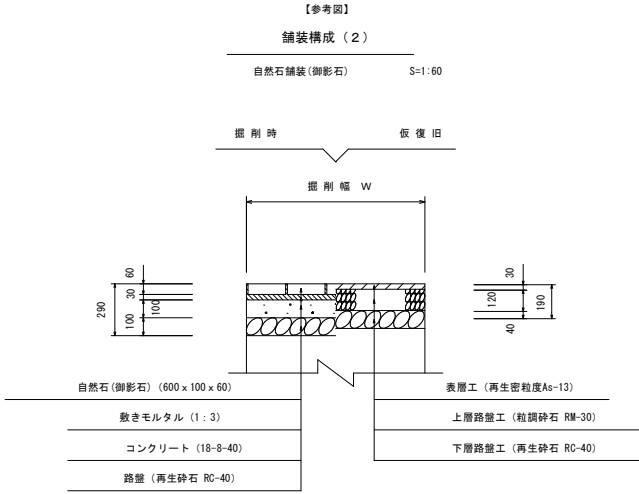
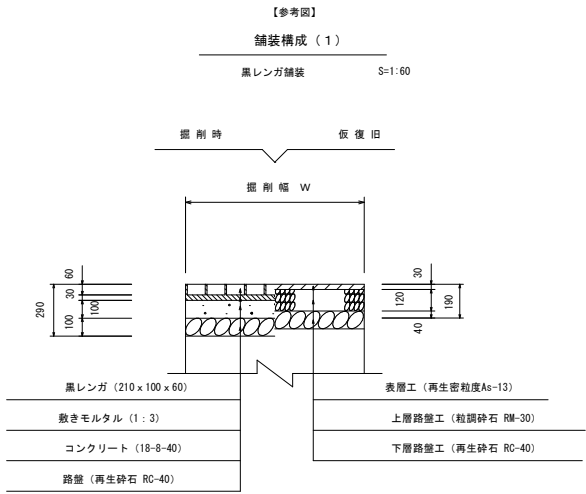
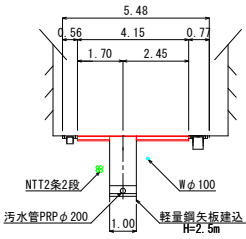
①-① 断面図



②-② 断面図



③-③ 断面図



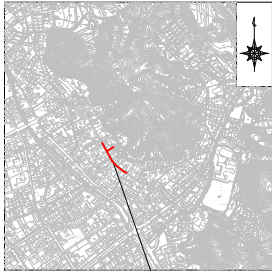
図面番号	2/5	縮尺	図示	図
工事名	本町地区外2箇所舗装修繕工事			図
種別	平面図・横断面図・参考図	番号	2	図
路線名	市道上市田中線ほか			図
工事箇所	竹原市 本町 地内【工事箇所A】			図
設計年月日	竹原市			図

縮尺はA1出力時を示す。

2300
-1
2299
2300

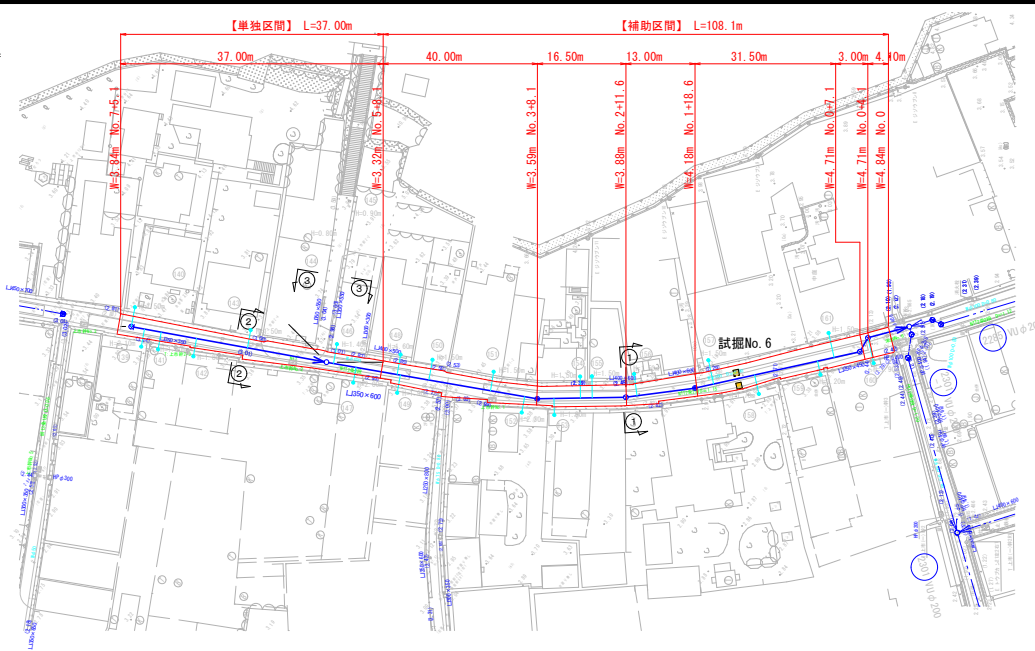
Dブロック

位置図 S=1:10000



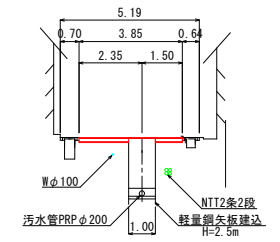
施工場所

平面図 S=1:500

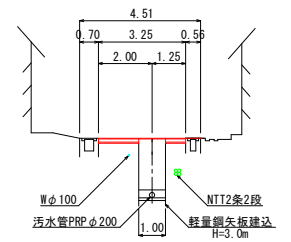


横断面図 S=1:100

①-① 断面図



②-② 断面図



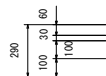
【参考図】

舗装構成 (1)

黒レンガ舗装 S=1:60

掘削時 仮復旧

掘削幅 W



黒レンガ (210 x 100 x 60)

敷きモルタル (1:3)

コンクリート (18-8-40)

路盤 (再生砕石 RC-40)

表層工 (再生密粒度As-13)

上層路盤工 (粒調砕石 RM-30)

下層路盤工 (再生砕石 RC-40)

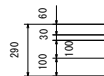
【参考図】

舗装構成 (2)

自然石舗装 (御影石) S=1:60

掘削時 仮復旧

掘削幅 W



自然石 (御影石) (600 x 100 x 60)

敷きモルタル (1:3)

コンクリート (18-8-40)

路盤 (再生砕石 RC-40)

表層工 (再生密粒度As-13)

上層路盤工 (粒調砕石 RM-30)

下層路盤工 (再生砕石 RC-40)

図面番号	3/5	縮尺	図 示	図 示
工 事 名	本町地区外2箇所舗装修繕工事			
種 別	平面図・横断面図・参考図	番 号	3	
路 線 名	市道上市田中線ほか			
工事箇所	竹原市 本町 地内【工事箇所A】			
設計年月日	竹 原 市			

縮尺はA 1出力時を示す。

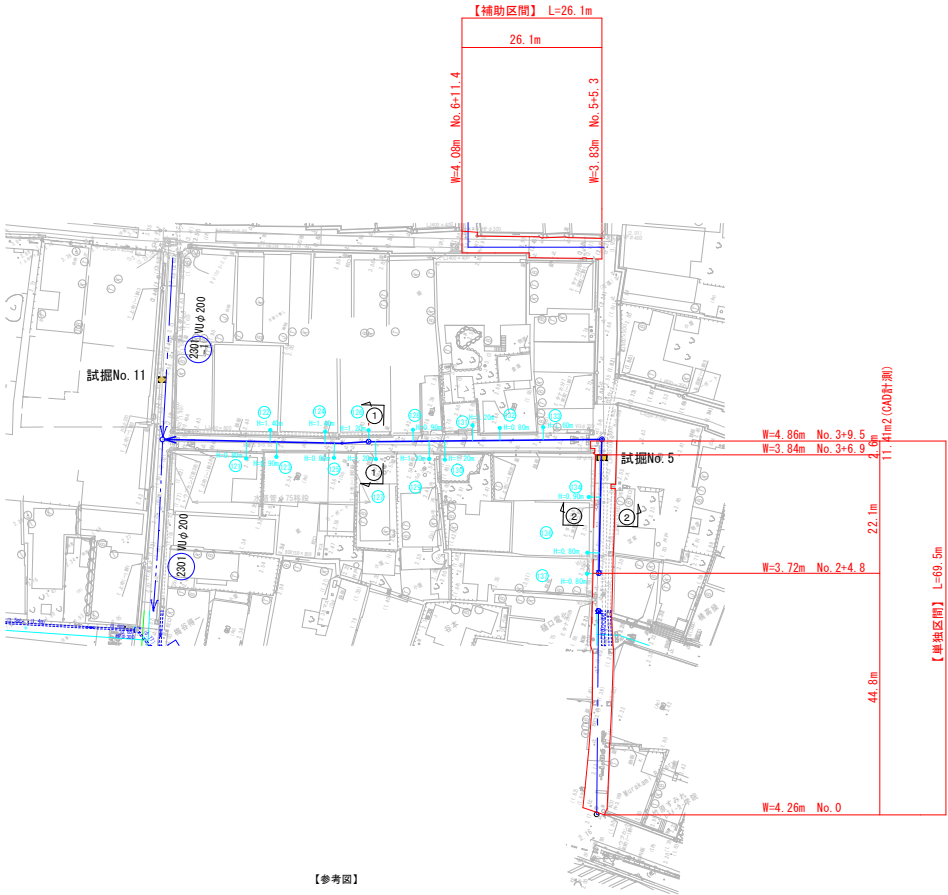
2292
Dブロック

位置図 S=1:10000



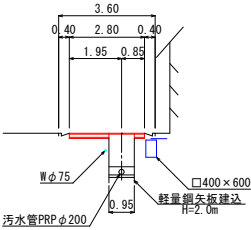
施工場所

平面図 S=1:500

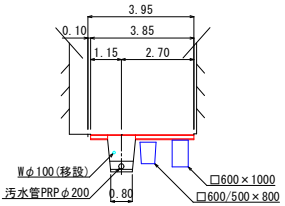


横断面図 S=1:100

①-① 断面図



②-② 断面図



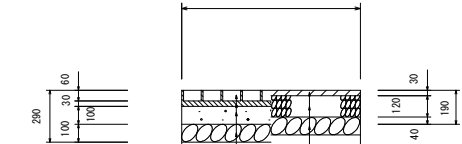
【参考図】

舗装構成 (1)

黒レンガ舗装 S=1:60

掘削時 仮復旧

掘削幅 W



黒レンガ (210×100×60)	表層工 (再生密粒度As-13)
敷きモルタル (1:3)	上層路盤工 (粒調砕石 RM-30)
コンクリート (18-8-40)	下層路盤工 (再生砕石 RC-40)
路盤 (再生砕石 RC-40)	

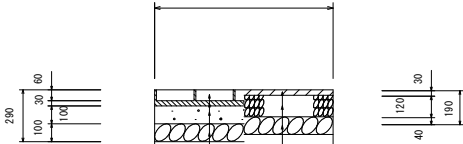
【参考図】

舗装構成 (2)

自然石舗装 (御影石) S=1:60

掘削時 仮復旧

掘削幅 W



自然石 (御影石) (600×100×60)	表層工 (再生密粒度As-13)
敷きモルタル (1:3)	上層路盤工 (粒調砕石 RM-30)
コンクリート (18-8-40)	下層路盤工 (再生砕石 RC-40)
路盤 (再生砕石 RC-40)	

平面图

S=1:500

